

第 1 5 8 回宮崎県都市計画審議会

都市計画区域マスタープランの改定素案について

令和 7 年 8 月 1 日

1

本日の事務局説明の進め方

- 1 都市計画区域マスタープランの概要
- 2 今回の調査検討事項
- 3 都市計画区域マスタープランの改定素案
~~~~質疑応答~~~~
- 4 区域区分（線引き制度）の設定方針  
~~~~調査検討~~~~

2

説明内容

- 1 都市計画区域マスタープランの概要
- 2 今回の調査検討事項
- 3 都市計画区域マスタープランの改定素案
- 4 区域区分（線引き制度）の設定方針

3

1 都市計画区域マスタープランの概要

都市計画区域マスタープラン（区域マス）とは

中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、
都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示す

都市計画法第6条の2

国土計画、宮崎県総合計画、宮崎県都市計画に関する基本方針



都市計画区域マスタープラン

- ・ 都市計画の目標
- ・ 区域区分の有無と定める方針
- ・ 主要な都市計画の決定の方針

即する



市町都市計画
マスタープラン

反映



↓ 即する



都市計画区域について定められる個別の都市計画

土地利用

都市施設

市街地開発事業

地区計画等

4

◆ 区域マスの役割

- ① 都市計画区域が複数市町にまたがる場合
- ② 合併した市町村が複数の都市計画区域を含む場合
- ③ 隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外との関係

広域的に調整する役割を持つ

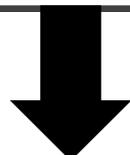
広域的な交通や各種施設の配置、河川流域全体での災害対策等の都市計画に関する方針を全県的な視点から調整する

◆ 広域調整の手法

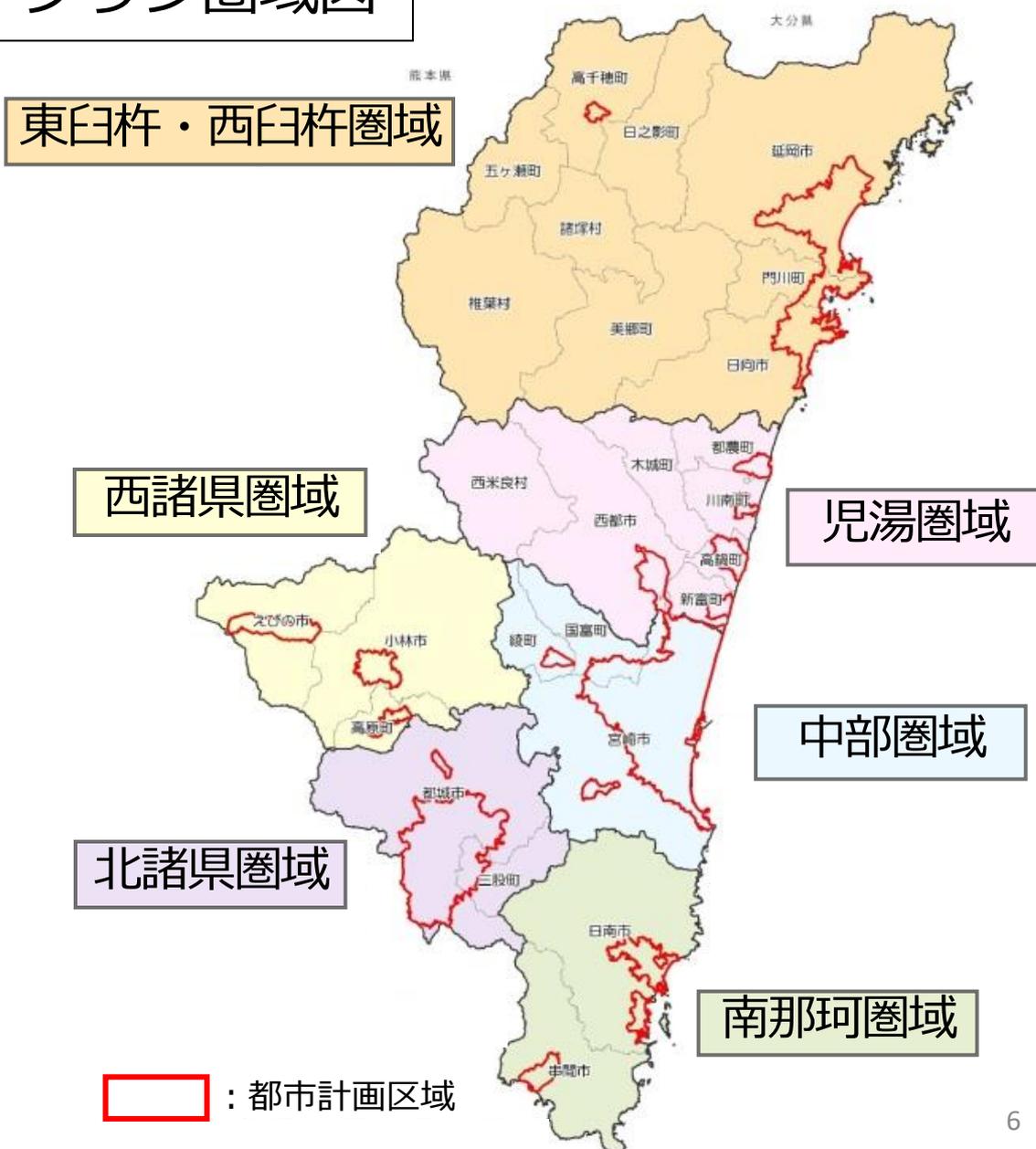
- 複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定

都市計画区域マスタープラン圏域図

県内にある
18都市計画区域を
日常生活など
一体性のある圏域



6 圏域ごとに
集約して
区域マスを策定



第1章 基本的事項

- ・ 全県的な都市計画の目標、将来の都市構造

第2章 都市計画の目標

- ・ 圏域毎の都市計画の課題、将来の方向性、拠点

第3章 区域区分の決定の有無及び定める際の方針

- ・ 区域区分の有無の判断、判断理由、規模

第4章 主要な都市計画の決定方針

- ・ 個別の都市計画の決定方針
- ・ 市町マスに反映させる都市計画の基本的な方針

◆ 区域マスと市町マス

| | 区域マスタープラン | | 市町マスタープラン |
|------|--|---|--|
| 性格 | 都市計画区域全域を、一市町を超える広域的観点から、区域区分等、都市計画の基本的な方針を定める | 即す
 | 各市町の区域を対象として、より地域に密着した見地から、市町の定める都市計画の方針を定める |
| 記載内容 | 広域的観点から保全すべき緑地の配置や大規模集客施設の立地等、根幹的な都市計画に関する事項 | | 市町内において概ね完結する地域に密着した都市計画に関する事項 |

◆ 区域マスの記載の方針

区域マスは、都市計画に関する制度活用、施策の方針について、県全体を踏まえた各圏域毎の大枠の方針を記載する。

改定する項目

区域区分の決定の有無及び定める際の方針 (第3章)

↳ ・ 区域区分の有無、市街地規模

主要な都市計画の決定方針 (第4章)

↳ ・ 優先的に整備する都市施設

このほか、前回改定以降の都市計画施策の動向に対応した改定をおこなう。

9

説明内容

- 1 都市計画区域マスタープランの概要
- 2 今回の調査検討事項**
- 3 都市計画区域マスタープランの改定素案
- 4 区域区分（線引き制度）の設定方針

改定スケジュール

| | 令和5年度 | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | | | | | | | 令和8年度 | | | |
|----------------------------|--------|----------|----|----|----------|----|------------------|---------------------------------|-----|----------|------------------|----|------------------|----------------------------|----|----|--|
| | 3月 | 4~12月 | 2月 | 3月 | 4~6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
| 都市計画区域
マスタープラン
策定手続き | | | | | | | | パ
ブ
コ
メ
公
聴
会 | | | | | 案
の
縦
覧 | | | | 都
市
計
画
決
定
公
表
(
告
示
) |
| 都市計画審議会 | 報
告 | | | | | | 素
案
報
告 | | | | 原
案
報
告 | | | 審
議
(
答
申
) | | | |
| 専門委員会 | | 第4回
● | | | 第5回
● | | | | | 第6回
● | | | | | | | |

専門委員会 分野

| | | | |
|------|------|----|----|
| 都市計画 | 環境 | 法律 | 農業 |
| 建築 | 地域経済 | 防災 | |

第4回専門委員会

- ・ 都市計画区域の現状
基礎調査の結果：人口、土地利用（開発・農地）、経済（商業・工業）、建築
- ・ 都市計画区域マスタープランに関連する
都市施策の状況及び動向
- ・ 都市計画区域マスタープランの改定の方針

専門委員御意見

- ① 気候変動に伴う緑地の保全のあり方について
(都市緑地法の改正に関連する事項)
- ② 事前復興まちづくりにおける産業の観点について

第5回専門委員会の調査検討事項

- ・都市計画区域マスタープランの改定素案について
- ・区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針について

専門委員御意見

- ①防災都市づくりにおける道の駅の位置づけについて
- ②事前復興まちづくりにおける被害想定について

13

説明内容

- 1 都市計画区域マスタープランの概要
- 2 今回の調査検討事項
- 3 都市計画区域マスタープランの改定素案**
- 4 区域区分（線引き制度）の設定方針

14

1 都市緑地法の改正 **【全圏域共通】**

事務局改定案の考え方

気候変動対策、生物多様性の確保、幸福度の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待が国際的に高まっていることから、緑地の質・量両面的での確保に向けた都市緑地行政を一層推進するためのまちづくりの方針を追加する。（「都市緑地法」改定に関する事項を追加する。）

改定箇所

第4章 主要な都市計画の決定方針

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

第4節 自然環境の整備又は保全に関する方針

第4章 都市計画の目標

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針 **【全圏域共通】**

5. 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
(5) 市街地内の緑地の保全等に関する方針

現行

記載なし

改定素案



(中部圏域新旧対照：P 18)

○ 都市計画を定める際には、策定段階から緑地の整備・保全の意義・重要性を考慮します。

6. 市街化調整区域及び用途地域外の土地利用の方針
(2) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

現行

記載なし

改定素案



(中部圏域新旧対照：P 19)

○ 都市計画を定める際には、策定段階から緑地の整備・保全の意義・重要性を考慮します。

3 都市計画区域マスタープランの改定素案

第4章 都市計画の目標

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針【全圏域共通】

1. 交通施設

(1) 基本方針

① 交通体系の整備の方針

オ 自然環境に配慮した交通環境の整備の方針

現行

オ 自然環境への負荷の最小限化の方針

道路の整備にあたっては、自然環境に与える影響を十分考慮するとともに周辺環境と調和するよう努めます。



改定素案

オ 自然環境に配慮した交通環境の整備の方針

道路の整備にあたっては、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮し、自然環境に与える影響を十分考慮するとともに周辺環境と調和するよう努めます。

(中部圏域新旧対照：P 23)

19

3 都市計画区域マスタープランの改定素案

第4章 都市計画の目標

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針【全圏域共通】

2. 下水道及び河川

(1) 基本方針

① 下水道及び河川の整備の方針

I 自然環境に配慮した下水道及び河川の整備の方針

現行

記載なし



改定素案

下水道及び河川の整備にあたっては、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮し、自然環境に与える影響を十分考慮するとともに周辺環境と調和するよう努めます。

(中部圏域新旧対照：P 25)

20

3 都市計画区域マスタープランの改定素案

第4章 都市計画の目標

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針【全圏域共通】

3. 公園、緑地等

(1) 基本方針

現行

公園、緑地等は、…
今後も地域住民との協働を図りながら、グリーンインフラの取組を推進し、計画的な整備・保全に努めます。



改定素案

公園、緑地等は、…
今後も地域住民との協働を図りながら、グリーンインフラの取組を推進し、**緑地の保全等に関する基本方針や計画等に基づいた**、計画的な整備・保全に努めます。

(中部圏域新旧対照：P 27)

21

3 都市計画区域マスタープランの改定素案

第4章 都市計画の目標

第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針【全圏域共通】

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

現行 (4) 自然環境に配慮した市街地開発事業の方針

記載なし

改定素案

○ 市街地開発事業にあたっては、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮し、自然環境に与える影響を十分に考慮するとともに周辺環境と調和するよう努めます。

(中部圏域新旧対照：P 30)

第4節 自然環境の整備又は保全に関する方針【全圏域共通】

1. 基本方針

…。
こうした状況を踏まえ、自然環境の整備又は保全に関する方針は、以下のとおりとします。

改定素案

…。
こうした状況を踏まえ、自然環境の整備又は保全に関する方針は、**緑地の保全等に関する基本方針や計画等に基づき**、以下のとおりとします。

(中部圏域新旧対照：P 31)

22

SAKURAMACHI Kumamoto

熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業



熊本市の中心市街地に位置するバスターミナル・4万㎡の商業施設・ホテル等からなる大型複合商業施設。建物全面の歩行者空間、段丘状の商業デッキ、屋上広場に緑を配置。



3 都市計画区域マスタープランの改定素案

2 流域治水に関する改正

「流域治水」とは、

河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策のこと。

都市計画部局の協働

- ・ 災害リスク情報の活用
- ・ 災害リスクの低いエリアへの誘導
- ・ 災害リスクに対応した土地利用の検討

国、県、市町村の施策や企業、住民の行う防災手段を適切に組み合わせることによりハード・ソフト両面から効果的・効率的な水災害対策を実現する。

流域治水対策のイメージ

| | | |
|---|--|--|
| <p>① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策</p> <p>集水域</p> <p>雨水貯留機能の拡大
[国・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用</p> <p>河川区域</p> <p>流水の貯留
[国・県・市・利水者]
治水ダム建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用</p> <p>[国・県・市]
土地利用と一体となった遊水機能の向上</p> <p>持続可能な河道の流下能力の維持・向上
[国・県・市]
河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備</p> <p>氾濫水を減らす
[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等</p> | <p>② 被害対象を減少させるための対策</p> <p>リスクの低いエリアへ誘導/
住まい方の工夫</p> <p>[国・市、企業、住民]
土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討</p> <p>氾濫域</p> <p>浸水範囲を減らす
[国・県・市]
二線堤の整備、自然堤防の保全</p>  <p>この図は、流域治水のイメージを示しています。上流には「集水域」があり、「治水ダムの建設・再生」が行われます。また、「治水ダムの活用」や「ため池等の治水利用」が行われます。中流には「遊水地の整備」や「堤防の強化」が行われます。下流には「河川区域」があり、「貯留施設の整備」が行われます。氾濫域には「移転」や「二線堤防の整備」が行われます。</p> | <p>③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策</p> <p>土地のリスク情報の充実
[国・県]
水害リスク情報の空白地帯解消、多段階水害リスク情報を発信</p> <p>避難体制を強化する
[国・県・市]
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握</p> <p>経済被害の最小化
[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定</p> <p>住まい方の工夫
[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進</p> <p>被災自治体の支援体制充実
[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化</p> <p>氾濫水を早く排除する
[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化</p> |
|---|--|--|

既に実施している防災・減災対策を継続するとともに、より一層、多様な主体が連携して取組むことで、災害に強い都市の形成を目指す。

2 流域治水に関する改正

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

< 予算関連法律 >

【公布: R3.5.10 / 施行: R3.7.15又はR3.11.1】

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
 - 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

| | |
|--|---|
| <p>1. 流域治水の計画・体制の強化
[特定都市河川法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大
市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大) ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施 | <p>3. 被害対象を減少させるための対策
[特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫 <ul style="list-style-type: none"> 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制) 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連) 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化(※予算関連) |
| <p>2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策
[河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算) <ul style="list-style-type: none"> 利水ダム等の事前放流に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止 ◆ 流域における雨水貯留対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制) | <p>4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
[水防法、土砂災害防止法、河川法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・助告によって、避難の実効性確保 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加  <p>この図は、流域治水のイメージを示しています。上流には「森林・治山地の整備」や「治水ダムの建設・再生」が行われます。また、「治水ダムの活用」や「ため池等の治水利用」が行われます。中流には「遊水地の整備」や「堤防の強化」が行われます。下流には「河川区域」があり、「貯留施設の整備」が行われます。氾濫域には「移転」や「二線堤防の整備」が行われます。</p> |

事務局改定案の考え方

激甚化・頻発化する豪雨災害被害を受け、河川管理者等だけでなく様々な関係者による総合的・多層的なハード・ソフト対策を行う「流域治水」において、より実効性を高め、強力に推進するためのまちづくりの方針を追加する。

改定箇所

第4章 主要な都市計画の決定方針

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針

まちづくりに関する流域治水の取組み事項

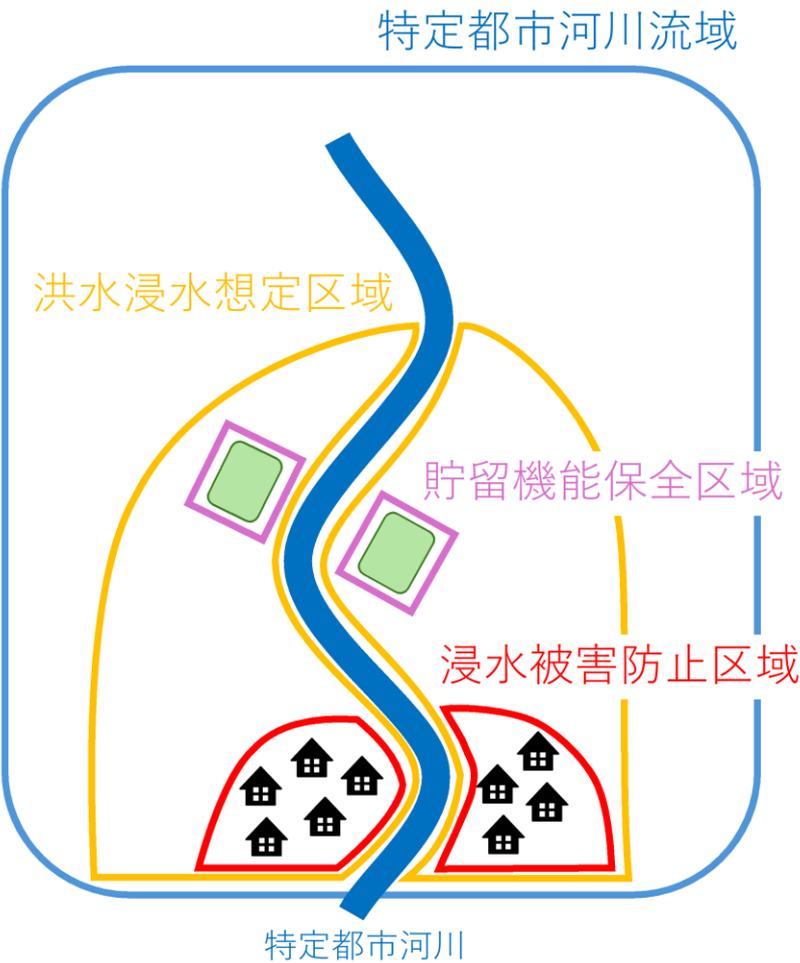
1 特定都市河川

都市部を流れる河川において、その流域で著しい浸水被害が発生するおそれがあるにも関わらず、浸水被害防止が市街化の進展や河川周辺の地形等により困難な箇所について、区間を限って、国土交通大臣または都道府県知事が指定を行う。



まちづくりに関する流域治水の取組み事項

1 特定都市河川



特定都市河川浸水被害対策法

・浸水被害防止区域（レッドゾーン）

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じる恐れがある土地において、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）することで、危険な区域の土地利用を規制する区域（県知事指定）

・貯留機能保全区域

氾濫をできるだけ防ぐため、川沿いの保水・遊水機能を有する土地を確保し、流域における雨水貯留対策を強化する区域（県知事指定）

水防法

・洪水浸水想定区域

想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域（国土交通大臣又は県知事指定）

まちづくりに関する流域治水の取組み事項

2 一団地の都市安全確保拠点施設

溢水や津波等の災害発生のおそれが著しい地域において、災害が発生した場合に、居住者や来訪者又は滞在者が避難して、一定期間滞在出来るようにすることにより、居住者等の安全を確保する拠点となる施設。



3 地区計画による浸水対策の推進

地区計画において、以下事項を地区整備計画に定めることが可能。

【地区施設】

避難路、避難施設、雨水貯留浸透施設

【建築物等に関する事項】

居室の床面の高さの最低限度、敷地の地盤面の高さの最低限度

3 都市計画区域マスタープランの改定素案

第4章 都市計画の目標

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針【全圏域共通】

4. その他都市施設

(1) 基本方針

現行 ③ 一団地の都市安全確保拠点施設

記載なし

改定素案

(中部圏域新旧対照：P 30)

③ 一団地の都市安全確保拠点施設

災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能が一体的に発揮されるよう、必要な位置に適切な規模で配置し、一体の施設として計画的に整備します。

4. その他都市施設

(2) 施設の配置の方針

現行

記載なし

改定素案

(中部圏域新旧対照：P 30)

○ 一団地の都市安全確保拠点施設の配置にあたっては、災害発生時の居住者等の安全確保拠点として機能が確保されるよう、想定される災害の規模や範囲、地域の実情等を考慮し、位置及び規模を検討します。

31

3 都市計画区域マスタープランの改定素案

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

1. 基本方針

現行

…。

また、災害ハザードエリアにおいてはリスクの高い地域における土地利用の適切な制限や災害リスクの低い地域への誘導など、被害対象を減少させるための対策を検討していきます。

改定素案

…。

また、災害ハザードエリアにおいてはリスクの高い地域における、**区域指定や地区計画等による**土地利用の適切な制限や災害リスクの低い地域への誘導など、被害対象を減少させるための対策を検討していきます。

(中部圏域新旧対照：P 34)

32

3 都市計画区域マスタープランの改定素案

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

1. 基本方針 【豪雨・土砂災害】

現行

気象変動の影響により、近年頻発する豪雨等による水災害や土砂災害の発生頻度が高まることが懸念されるため、流域治水に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進し、...災害に強いまちづくりを推進します。



改定素案

気象変動の影響により、近年頻発する豪雨等による水災害や土砂災害の発生頻度が高まることが懸念されるため、流域治水に関わるあらゆる関係者が協働し、**特定都市河川の指定等**流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進し、...災害に強いまちづくりを推進します。

(中部圏域新旧対照：P 34)

33

3 都市計画区域マスタープランの改定素案

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針 (4) 災害に強い都市の拠点等の整備に関する方針

現行

記載なし



改定素案

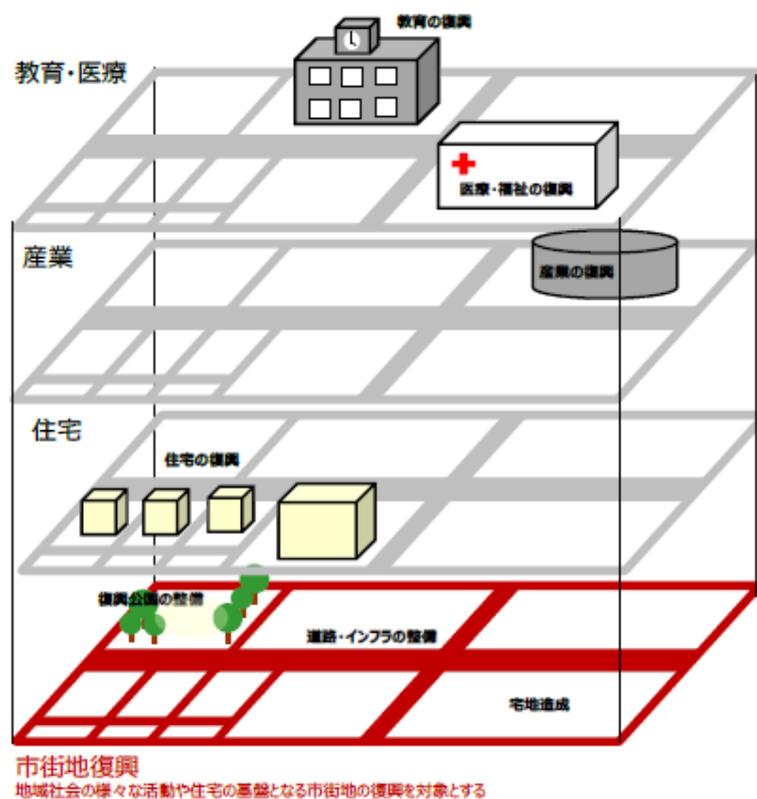
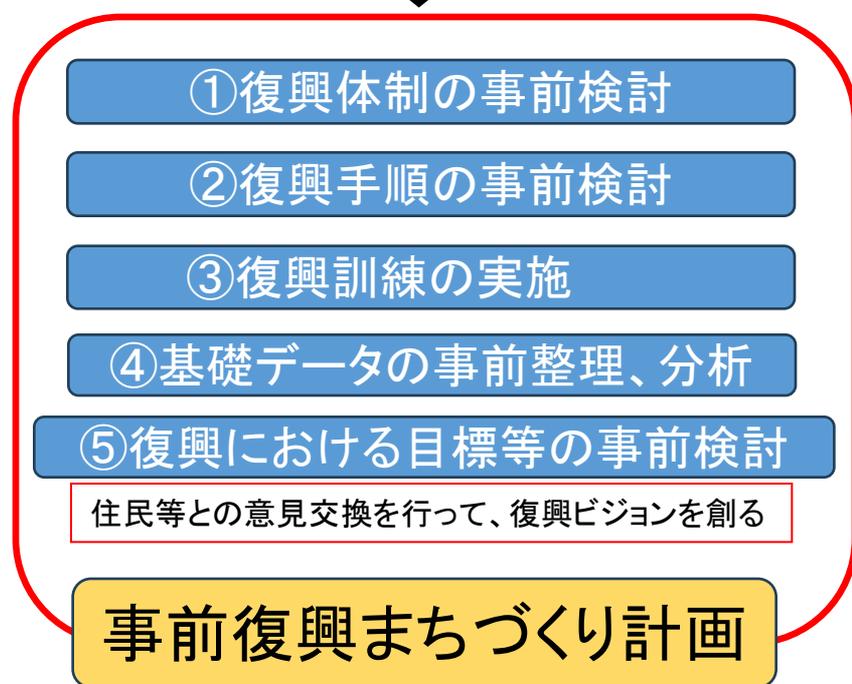
○ 水災害等の発生時に住民などの避難・滞在の拠点施設となる広場、病院等については、都市計画に位置付け、被災時に必要な施設の一体的な整備を推進します。

(中部圏域新旧対照：P 36)

34

事前復興まちづくりとは、

- 被災時に復興の着手や住民との合意形成に長期間を要する傾向にあるなか、主に、市街地の復興を対象として事前の備えをすること。
- 市街地等の復旧・復興は、被災した地域社会の様々な活動や住宅、生活の基盤となるものである。



(※図：国交省資料より) 35

3 事前復興まちづくり 【全圏域共通】

事務局改定案の考え方

今後起こりうる災害に対する「復興事前準備」として「事前復興まちづくり計画」の作成を促進するため、記載する内容などを追加する。

改定箇所

- 第4章 主要な都市計画の決定方針
- 第5節 防災都市づくりに関する方針

巻末資料

3 都市計画区域マスタープランの改定素案

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

1. 基本方針

現行

- 地域防災計画等や市町マスタープラン、立地適正化計画の防災指針などを活用して、県民や市町、県などの多様な主体が連携して復興まちづくりの将来像の共有、「防災・減災」のための事前の準備や発災後の対応を迅速に行うための体制づくりに取り組めます。



(中部圏域新旧対照：P 34)

改定素案

- 地域防災計画等や市町マスタープラン、立地適正化計画の防災指針などを活用して、県民や市町、県などの多様な主体が連携して**事前復興まちづくり計画**の検討を進めます。また、「復興まちづくりの目標」をはじめ、被災後の「復興体制」や、「まちの復興像」、「土地利用」などの考え方を整理することで、「防災・減災」のための事前の準備や発災後の対応を迅速に行うための体制づくりに**繋げていきます**。

37

3 都市計画区域マスタープランの改定素案

巻末資料

事前復興まちづくりに向けて【全圏域共通】

背景

現行

記載なし



(中部圏域新旧対照：P 40)

改定素案

これまで東日本大震災や能登半島地震など、全国各地で様々な大規模災害が発生し、あらゆる手段を講じて復興が進められてきました。あらゆる手段で進められてきたということは、どこにでも通用する万能な手段はないということです。

本県においては、甚大な被害が想定される災害として南海トラフ巨大地震や河川の氾濫による洪水、霧島山系による火山災害等が挙げられますが、今まさに大災害が発生し、復興に取り組まなければならない場合、被災した「まち」に適正な規模や内容の復興計画を速やかに導き出さなければなりません。しかし、これまでの大震災後の状況を見ると、自治体の人員体制や復興まちづくりに対するノウハウの不足、住民との合意形成に苦慮し、復興業務の着手が遅れ、復興に相当の期間を要している状況が見受けられます。

さらに、このような大災害は、人口減少や少子高齢化、産業の衰退等、被災前からある地域課題をさらに加速させると言われており、南海トラフ巨大地震の被害想定においては、九州のみならず、四国、近畿、東海と広範囲に及ぶため、国からの十分な支援が期待できないなど、復興への取組環境が厳しくなるおそれもあります。

(次頁に続く) 38

3 都市計画区域マスタープランの改定素案

巻末資料

事前復興まちづくりに向けて【全圏域共通】

背景

現行

記載なし

改定素案

(中部圏域新旧対照：P 40)

(前頁からの続き)

本県の沿岸部には、宮崎県の人口が集中しているほか、重要な産業・物流拠点を有する工業集積地が位置し、地域経済の中核を担っています。

地域の産業を守り、「まち」の存続を図るためには、事前に復興まちづくりについて考え、復興期間の短縮や復興課題の整理を図らなければなりません。これまでの防災・減災対策による直接的被害の軽減だけでなく、被災後の人口流出や地域産業の維持といった間接的被害も軽減するため、事前に被災後の“復興まちづくり”を計画する必要があります。

このような背景を踏まえ、県としては、復興事前準備に関する取組みを促進していきます。

3 都市計画区域マスタープランの改定素案

巻末資料

事前復興まちづくりに向けて【全圏域共通】

事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容

現行

記載なし

改定素案

(中部圏域新旧対照：P 41)

事前復興まちづくり計画に記載する内容は、以下の4項目を基本とします。

■事前復興まちづくり計画に記載する基本的な内容

| 項目 | 想定される記載内容の例示 |
|----------------------|--|
| ①被害想定やまちの課題 | ・地域特性と想定される被害の分布、規模等の整理
・復興時の市街地整備等の課題 |
| ②復興まちづくりの目標
・実施方針 | ・市町村全域の復興まちづくりの目標
・基本的な考え方（人口や事業規模）
・復興まちづくりの方針
・事業者との復興まちづくりの目標・方針の共有
・将来の都市構造
・分野別の復興まちづくりの方針 |
| ③目標の実現に向けた課題 | ・目標を実現するための課題 |
| ④課題解決のための対応策 | 事前に決めておくべき事項 |
| | 事前に実施すべき事項 |

・体制、手順に関わること
・復興まちづくりの工程に関すること（長期間にわたることへの対応、応急仮設住宅用地の確保等）

・市町村職員の能力向上に関わること（職員訓練）
・住民との合意に関わること（住民との復興訓練等）
・事業者の意向に関わること（事業継続・再建の意向調査等）
・基礎データの準備に関すること（地籍調査等）
・防災・減災対策

第4回専門委員会での御意見 **【全圏域共通】**

専門委員御意見

- ①気候変動に伴う緑地の保全のあり方について
(都市緑地法の改正に関連する事項)
- ②事前復興まちづくりにおける産業の観点について

該当箇所

第4章 主要な都市計画の決定方針
第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

第4章 主要な都市計画の決定方針
第5節 防災都市づくりに関する方針 **【全圏域共通】**
1. 基本方針

巻末資料 事前復興まちづくりに向けて (概要版)
背景

専門委員会 御意見①

～都市緑地法の改正に伴う方針の見直しについて～
緑地公園をただ守るという書き方ではなく、気候変動に伴う緑地保全の在り方について適切な方法で整理していくような観点で、表現をしてほしい。



(中部圏域新旧対照：P27)

現行

第4章 主要な都市計画の決定方針
第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針
3. 公園、緑地等 (1) 基本方針 ア

現行区域マス

○ 将来を見据えた都市経営の観点から、公共投資の選択と集中により、公園の効率的な整備や維持・管理を推進します。

○ 将来を見据えた都市経営の観点から、公共投資の選択と集中により、公園の効率的な整備や維持・管理を推進します。

○ **公園や緑地の有する気候変動対策における効果や自然環境の保全等の観点を念頭に、公園や緑地の適切なあり方を総合的に検討します。**

専門委員会 御意見②

事前復興まちづくりにおける産業の観点について

⇒被災後の産業をどうやって担保していくか、という観点が必要

現行

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

1. 基本方針



現行区域マス

- 地域防災計画等や市町マスタープラン、立地適正化計画の防災指針などを活用して、県民や市町、県などの多様な主体が連携して復興まちづくりの将来像の共有、「防災・減災」のための事前の準備や発災後の対応を迅速に行うための体制づくりに取組みます。



(中部圏域新旧対照：P 34)

- 地域防災計画等や市町マスタープラン、立地正化計画の防災指針などを活用して、県民や市町、県などの多様な主体が連携して事前復興まちづくり計画の検討を進めます。また、「復興まちづくりの目標」をはじめ、被災後の「復興体制」や、「まちの復興像」、「土地利用」などの考え方を整理することで、「防災・減災」のための事前の準備や発災後の対応を迅速に行うための体制づくりに繋がっていきます。

専門委員会 御意見②

事前復興まちづくりにおける産業の観点について

⇒被災後の産業をどうやって担保していくか、という観点が必要

現行

巻末資料 事前復興まちづくりに向けて



現行区域マス

記載なし



(中部圏域新旧対照：P 40)

本県の沿岸部には、宮崎県の人口が集中しているほか、重要な産業・物流拠点を有する工業集積地が位置し、地域経済の中核を担っています。地域の産業を守り、「まち」の存続を図るためには、事前に復興まちづくりについて考え、復興期間の短縮や復興課題の整理を図らなければなりません。これまでの防災・減災対策による直接的被害の軽減だけでなく、被災後の人口流出や地域産業の維持といった間接的被害も軽減するため、事前に被災後の“復興まちづくり”を計画する必要があります。

このような背景を踏まえ、県としては、復興事前準備に関する取組みを促進していきます。

第5回専門委員会での御意見 【全圏域共通】

専門委員御意見

- ① 防災都市づくりにおける道の駅の位置づけについて
- ② 事前復興まちづくりにおける被害想定について

該当箇所

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針

巻末資料 事前復興まちづくりに向けて（概要版）
背景

専門委員会 御意見①

防災都市づくりにおける道の駅の位置づけについて

⇒防災道の駅等、道の駅の防災拠点としての機能が重要視されていることから、広域的な観点での配置方針や整備方針を位置づけることが望ましい。

現行「区域マスタープラン」

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

現行区域マス

2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針

(4) 災害に強い都市の拠点等の整備に関する方針

- 大規模災害時に、被災地における救命・救助・消化・医療救護活動やその後の復旧活動等を的確に行うため、自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊が迅速に参集し、活動する拠点機能について、地域防災計画等と整合を図りながら必要となる機能強化を推進します。

...

3. 主要な施設の配置の方針

緊急輸送道路、緊急交通路及び防災拠点等は、県及び市町の地域防災計画等に基づき、各圏域及び拠点間の広域的で代替性のある連携・補完を目指します。

なお、これらの主要な施設は、災害発生箇所や災害の種類、規模により施設の機能分担を図り、円滑な災害対策活動を推進します。

...

(2) 防災拠点等

- 救援物資の備蓄・集積拠点

宮崎空港、宮崎港、JR駅前広場、物流拠点、I.C、S.A、P.A、道の駅、宮崎県総合運動公園 等

3 前回の意見等を踏まえた改定素案

現行「地域防災計画」

第1款 道路等交通関係施設の整備と管理

第1項 基本方針

道路・鉄道等の公共施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことの出来ないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、各施設ごとに被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

第2項 対策

1 道路施設

・・・

(4) 道の駅の防災機能強化

防災機能を有する道の駅を地域防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

・・・

現行「新広域道路交通計画」

2. 交通・防災拠点計画

・・・

③道の駅の防災拠点化と「小さな拠点」に対する移動機能拡充

道の駅の防災機能強化とともに、「小さな拠点」としての機能を強化するために、集荷・宅配・コミュニティバスなどの、生活サービス支援や観光地へ誘導するハブ機能及び立地条件を活かした防災拠点機能の充実を目指します。



道の駅に関する詳細な事項は、地域防災計画や新広域道路交通計画等の他計画で既に位置づけられており、区域マスにおいては現行の記載内容で十分であると考えことから、**変更は行わない。**

今後も他計画と連携しながら、道の駅を含めた防災拠点の配置・整備を行うこととする。⁴⁷

3 前回の意見等を踏まえた改定素案

専門委員会 御意見②

事前復興まちづくりにおける被害想定について

⇒沿岸部の南海トラフ巨大地震や河川の氾濫だけではなく、新燃岳等の火山による被害も記載してもらいたい



現行区域マスタープラン

第2章 都市計画の目標 事前復興まちづくりに向けて

第2節 圏域における都市づくりの基本方向【北諸県圏域・西諸県圏域】

現行区域マス

1. 圏域の課題

(2) 安全で快適な生活を送るための都市づくり

○ さらに、甚大な被害が想定される南海トラフ地震、近年激甚化・頻発化する豪雨等による水災害や土砂災害、霧島山系による火山災害などに対して、被害を防止、軽減するために、災害リスクの分析・評価などに基づいた災害に強い都市づくりが求められると考えます。



巻末資料 背景

(中部圏域新旧対照：P 40)

本県においては、甚大な被害が想定される災害として南海トラフ巨大地震や河川の氾濫による洪水、**霧島山系による火山災害**等が挙げられますが、今まさに大災害が発生し、復興に取り組まなければならない場合、被災した「まち」に適正な規模や内容の復興計画を速やかに導き出さなければなりません。

説明内容

- 1 都市計画区域マスタープランの概要
- 2 今回の調査検討事項
- 3 都市計画区域マスタープランの改定素案
- 4 **区域区分（線引き制度）の設定方針**

49

4 都市計画区域（線引き制度）の状況

区域区分とは、

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成と効率的な公共投資を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける制度

市街化調整区域

- ・市街化を抑制する区域
- ・原則、開発行為を禁止
- ・乱開発を防ぎ、農地を保護する

区域区分線

市街化区域

- ・既に市街地を形成している区域
- ・おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域
- ・生活に必要な施設を整備するための開発エリアを指定

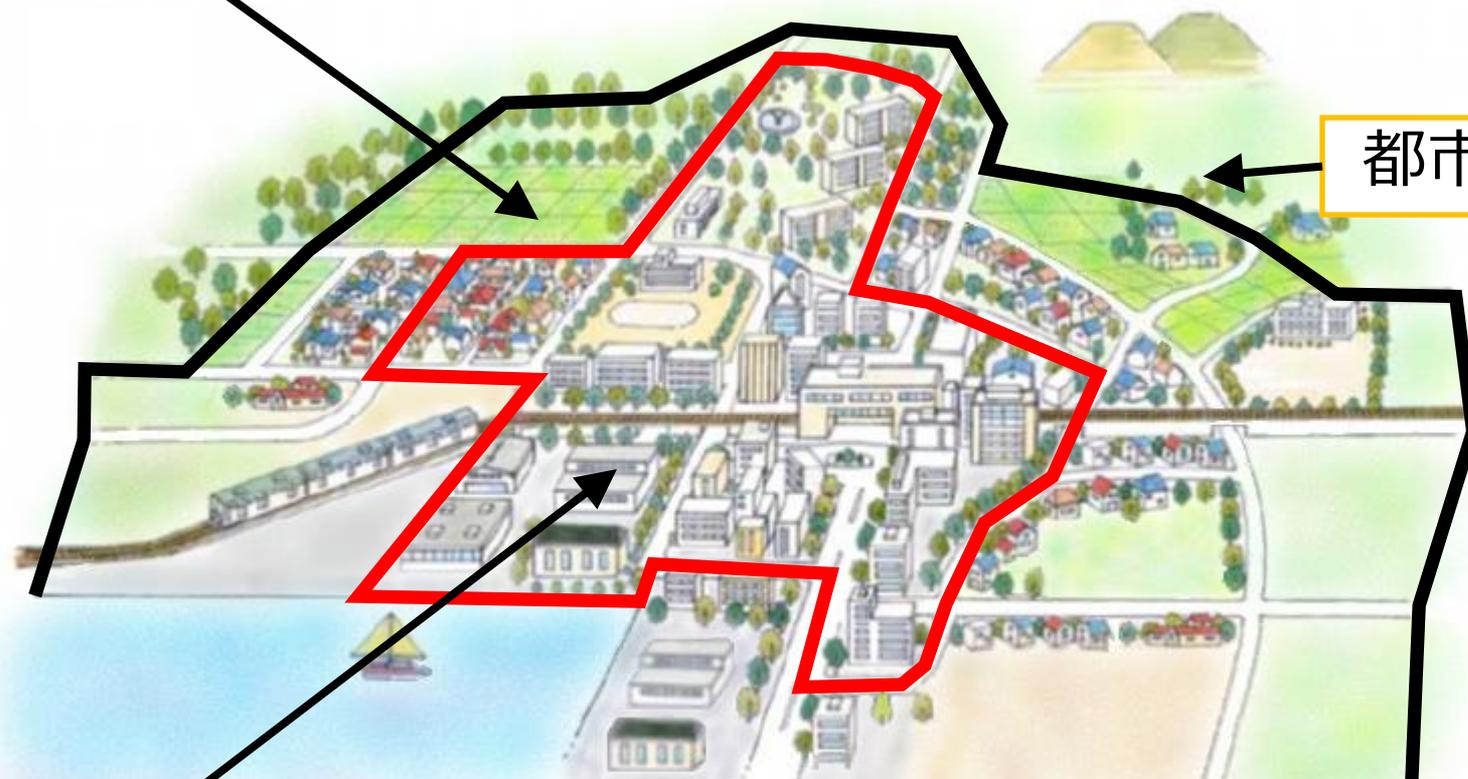
50

【参考】区域区分を適用しない都市計画区域（非線引き都市計画区域）

用途地域外

・原則、開発行為は禁止されない

都市計画区域外



用途地域

- ・既に市街地を形成している区域
- ・おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域

≒市街化区域

○区域区分の有無の判断 1

1-1 市街地として一定水準以上の人口密度を有しているか

現在の市街地において、一定水準（60人/ha）以上の人口密度を有している場合、郊外側へ市街地が広がろうとする動きがあると考えられる。

1-2 将来の市街地人口を適切な市街地規模で収容できるか

将来の市街地の推計人口が、将来の市街地に適切な人口密度で収まらない場合、市街地拡散の可能性があると考えられる。

1-3 将来的にも土地需要があるか

将来的にも土地需要（世帯数・商業・工業）がある場合、開発圧力が高く、市街地拡散の可能性があると考えられる。

○区域区分の有無の判断2

2-1 市街地内に人口集中地区（DID地区）があるか

市街地内に人口集中地区（DID地区）がある場合は、市街化区域を設定しうる規模・密度を有してると考えられる。

2-2 市街地における建築活動は活発か

市街地内において建築活動が活発な場合は、市街地外縁部にも建築活動範囲が広がる可能性があると考えられる。

2-3 市街地外における開発動向が高いか

市街地外における開発動向（市街地外農地面積に対する転用面積の非比率）が高い場合は、郊外部で開発行為が活発であると考えられる。

53

4 都市計画区域（線引き制度）の状況

第3章 区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針

第1節 区域区分の有無

区域区分を行う理由

○宮崎広域都市計画区域

- 現行市街地において、人口密度が1haあたり60人を超えている。
- 令和12年の推計市街地人口は、将来の市街地に適切な人口密度で収まるが、世帯数や商品販売額、製造品出荷額の将来推計が現行より増加することから、市街地拡大に対する一定の圧力があると判断される。



一定の市街地拡大圧力を有する

上記の状況や、本都市計画区域を含む市町の意向などから総合的に判断すると、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化への対応として、区域区分以外の各種の土地利用規制誘導方策を適用するだけでは、十分な対応が困難であると考えられることから、本都市計画区域においては、

引き続き区域区分を適用するものとします。

54

4 都市計画区域（線引き制度）の状況

第3章 区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針

第1節 区域区分の有無

区域区分を行う理由

○日向延岡新産業都市計画区域

- 現行市街地において、人口密度が1haあたり60人を超えている。
- 令和12年の推計市街地人口は、将来の市街地に適切な人口密度で収まるが、世帯数や製造品出荷額の将来推計が現行より増加することから、市街地拡大に対する一定の圧力があると判断される。



一定の市街地拡大圧力を有する

上記の状況や、本都市計画区域を含む市町の意向などから総合的に判断すると、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化への対応として、区域区分以外の各種の土地利用規制誘導方策を適用するだけでは、十分な対応が困難であると考えられることから、本都市計画区域においては、

引き続き区域区分を適用するものとします。

55

4 都市計画区域（線引き制度）の状況

第3章 区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針

第1節 区域区分の有無

区域区分を行わない理由

○宮崎広域、日向延岡新産業以外の都市計画区域

- 現行市街地において、人口密度が1haあたり60人を下回る。



市街地拡大圧力は低い

- 市街地における、人口集中地区の有無、建築活動の動向
- 市街地外における、農地転用の動向
- 市街地拡大の抑制等の、各種制度による土地利用規制の検討。



市街化区域を設定しうる規模・密度ではない

上記の状況や、本都市計画区域を含む市町の意向などから総合的に判断すると、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化への対応として、区域区分を適用する必要性は低いものと考えられることから、本都市計画区域においては、当面、

区域区分の適用はしないものとします。

56

区域区分の決定の判断

○宮崎広域都市計画区域

区域区分を適用する

○日向延岡新産業都市計画区域

区域区分を適用する

○上記以外の都市計画区域

区域区分を適用しない